

○所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年三月三十一日法律第四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 略

三 略

四 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イ 略

ロ 略

ハ 第七条中酒税法第三条第十二号の改正規定、同条第十三号の改正規定(同号二に係る部分を除く。)、同法第十条第七号の改正規定、同法第三十条第一項の改正規定(「及び無申告加算税」を「無申告加算税及び加重算税」に改める部分に限る。)、同条第三項の改正規定及び同条第九項の改正規定(「(昭和三十七年法律第六十六号)」を削る部分に限る。)並びに附則第三十五条(第三項を除く。)、第二百二十一条第一項及び第三百三十七条の規定

(構造改革特別区域法の一部改正)

第三百三十七条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号及び第二十八条の二第一項第一号中「二」の下に「及びホ(同号二に掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。)」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第四百四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の

施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。